

平成20年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成20年7月4日 午前10時00分 開会
午後 0時14分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	13番	西 川 弥三郎
14番	南 要	15番	亀 井 一二三
16番	高 井 悦 子	17番	白 石 栄 一
18番	石 井 文 司		

欠席議員1名 12番 野 志 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗
市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄	保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	安 川 登
消 防 長	北 川 武 雄		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 島 克 比 虎	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 3番 西 井 覚 15番 亀 井 一二三

7. 議事日程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時00分

川辺副議長 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

これより、本日の会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

4番、藤井本浩君の発言を許します。

4番、藤井本君。

藤井本議員 それでは、皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得まして、私の一般質問に入らせていただきます。

私の質問は、3点であります。

まず1点目は、ことし4月の地方税制の一部改正により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されましたふるさと納税についてであります。

この制度はどこの自治体への納税、いわゆる寄附ができ、領収書などその証明により住民税額の約1割を上限に、寄附金額の5,000円を差し引いた金額が所得税と住民税から差し引かれるというものです。要するに、年収等一定の基準はあるものの、基本的には例えば3万5,000円という金額を寄附した場合、5,000円を差し引きました3万円が所得税と住民税の軽減になるというものです。

まず、本市での取り組み方法についてお尋ねをいたします。

税制改正を受け、全国の県や市町村では既にその案内をホームページなどで掲載をしているところも見受けられます。奈良県では、県として既に、ふるさと奈良県応援寄附金制度を創設しており、金額により5,000円以上で奈良県の特産品プレゼントをされています。また、鹿児島県では、窓口を県で一本化し、それを県と市町村に分配するというふうな方法をとられています。そこで、本市はどのような形でのお取り組みを考えておられるのかお聞かせください。

次に、始まる時期についてお尋ねをいたします。

奈良県のホームページや全国自治体を見れば、既に始められて案内されているところもあります。とはいえ、まだ一般住民には浸透もしていないでしょう。葛城市においても早く、早期に実施すべきと考えますが、どの時期からいつから始めようかとされているのかをお教えてください。あわせて今後、この制度によりまして予測されます本市葛城市としての影響も、今考えられる範囲で結構ですのでお聞かせください。

2点目の質問は、地名表示板の設置についてであります。

昨年9月の決算特別委員会、また本年3月の一般質問、そして今回の質問と連続して申し上げておるところであります。私自身これの必要性は多方面において高いと考えているからです。3月にいろんな方面から申し上げました。今回詳しくは申し上げませんが、防災面のみをその理由として進めたいと思います。

生駒市では、今年度から携帯電話からの緊急通報でも、発信位置を自動的に確認できる位置情報通知システムを導入されています。新聞にはこう書かれています。携帯電話からの通報は、通報者からの目的物の聞き取りに頼るしかなく、通報から出勤指令までの時間は固定電話に比べ1.5倍かかった。生駒市消防本部ではこのシステムにより、火事や救急では1分、2分が大きな時間であり、早い現場到着が可能になったとされています。

私は今回、このシステムを導入してくださいと言っているものではありません。しかし、ここがどこかわからないという通報があったと、本市の葛城市の消防本部が委員会で答弁もされています。市内外だけでなく、県外の人もここがどこかわかるまちづくりを進めなければなりません。3月議会の答弁の中で、昭和37年の地名表示の法律の説明を受けました。それはそれで理解はいたしますが、時代が大きく変わっています。携帯電話の驚異的な普及、生活行動範囲の拡大、また3月にも申し上げましたが、個人のおうち、個人宅における玄関の表札には昔と違い住所が消え苗字だけになっています。このような環境の変化をもとに申し上げているのです。2年後の2010年には、平城遷都1300年記念事業が奈良県で行われます。葛城市を訪れる方も多いでしょう。地名表示板を頼りに本市を探訪する人は少ないかもしれません。でも、歩けばさりげなくであっても目にとまります。ぜひ、これを機に実施していただきたいと願います。私に、もうこれ以上この質問をしなくていいような答弁を期待しておりますので、お答えをお願いいたします。

最後に、3点目。来年7月28日から8月12日までの間、奈良県で行われます全国高等学校総合体育大会についてであります。

2009まほろば総体とも言われ、あと約1年に迫ってまいりました。この間想定される来県者数は期間中、延べ人数で選手7万人、実際の選手は1万七、八千人と聞いておりますが、期間中勝ち残っていきますので延べ人数で7万人、同じく観客延べ人数で36万人というふうに想定されています。県下15の市町村で実施されるこの大会、本市葛城市では第1健民運動場、新町公園球技場がサッカーの会場に指定され、全国高校生の熱戦が繰り広げられます。この間の本市への来客は選手応援も含め、先ほども申し上げていますように、延べで1万1,000人余りと予想されています。

私は、先般5月に開かれました奈良・もてなしの心推進県民会議という場に参加をいたしました。この会議では、総体開催時における地域魅力の情報発信、歓迎活動などがテーマになりました。具体的にはブースコーナーの設置、観光案内や地場産業の紹介・販売等になると思われれます。私はそういった意味でも葛城市を知ってもらい、また、情報発信をする絶好の機会でもあり、その次の年、2010年に開催されます平城遷都事業の前哨的なイメージも持っております。しかし、全国各地から延べ1万人以上が訪れるといたしましても、目的は観光でなくスポーツです。それはもちろん理解はしています。でも、来訪者、葛城市に来られる方の大部分は学校関係者や応援のための高校生たちです。せっかく葛城市に来たのだから、そんな気持ちになってもらうことも必要ではないでしょうか。試合が終わればすぐさま電車に乗って大阪に行き、まちの見物や食事・買い物では、余りにも寂しいような気がいたします。私は今のところ、葛城市の中で来年行われるこのまほろば総体の話題を聞いたことは一

度もありません。逆に私から話しかける、言いかけると、「あ、そうなんですか」で終わっちゃいます。来年とはいえ、そんなムードでないのも事実です。

そこで、お尋ねをいたします。

本市では、あるいは市関係機関ではどのようにお考えなのか、さきに申し上げた地域魅力、情報発信等の見地などを中心にお示してください。

質問は以上です。

再質問は自席から行います。

川辺副議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、4番、藤井本議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目でございますふるさと納税についてでございますけれども、仰せのとおり、ふるさと納税制度につきましては、平成20年4月30日に地方税法の一部改正がございまして、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しが行われまして、ふるさとを応援したい、あるいはふるさとに貢献したいと、こういった住民の方の思いを実現する、こういうために住民が地方公共団体に寄附をされた場合、その一定限度額を所得税と合わせて個人の住民税から控除すると、こういったいわゆる納税という名前がついておりますけれども寄附金税制ということでございます。

制度的には、居住地に納めるべき個人住民税の一部をみずからの意思で選択された自治体に対しまして寄附金として納められた場合、当該寄附金のうち5,000円を超える部分の金額につきまして、個人住民税の1割を限度といたしまして翌年度に課税される個人住民税の税額から控除されるというものでございまして、控除方式につきましてはこれまでの所得控除方式から税額控除方式に改められたものでございます。

ご質問の、葛城市の今後の取り組み状況ということでございますけれども、今現在、担当部署につきましては税務課の方で担当すると、こういうことで決定をさせていただいております。そして税務課の方では、遅くとも10月ごろからスタートできるようにという方向で現在検討を重ねているところでございます。

次に、予想される影響額ということでございますけれども、標準的なモデルケースの場合、給与収入が例えば700万円あったという場合でございます。夫婦、子供2人の場合、4万円を寄附されたということで仮定をいたしますと、葛城市民の方が他の自治体に寄附をされた場合、その場合は葛城市の3万1,500円の税収の減ということになってまいります。また、他の市町村の方から葛城市に対して寄附をいただいた場合、この場合は市の寄附金収入といたしまして4万円の増収ということになってまいります。ご質問いただいております今後の予想ということにつきましては、市民の方が他の自治体にどれだけ寄附をされるか、また市外の住民の方からどれだけ葛城市に寄附をいただけるかというようなことにつきまして、現段階では非常に予想しにくいものと、こういうふうに考えております。

1点目は以上でございます。

続いて、2点目のご質問でございます地名表示板のことについてでございます。

このことにつきましては、去る平成20年度第1回定例会でご質問いただきまして、市長の

方から答弁をさせていただいております。市長の方は、どういった方法が有効であり適切であるのかということの調査をしたいというふうな答弁をさせていただいたわけでございます。ご質問は、その後の進捗状況ということでございますけれども、先ほど議員仰せのように、市といたしましては、平城遷都1300年祭が平成22年1月から1年間、平城宮跡と県内の各市町村で行われるわけでございます。葛城市におきましても、1300年祭の観光客の方が多数お見えになる、こういうふうと考えております。そういった中におきまして、例えば観光客の方が当市に來られ、数多くある観光名所の歴史散策ウォーキング等をされた場合、各大字の地名表示板というのがあれば、今、葛城市のどの地域にいるのかがわかるということになりますので、市民あるいは観光客の皆さんに対して大変親切に対応できるのではないかとこのように考えております。また、防犯あるいは防災、交通安全対策からも効果があると考えております。したがって、地名表示板につきましては、できますれば、来年度（平成21年度）に実施できる目標を持ちまして、効果的あるいは効率的な設置の方法はないか、またコストの安い方法はないか等につきまして現在、生活安全課におきまして検討を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

川辺副議長 教育部長。

高木教育部長 それでは、4番、藤井本議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、3点目の部分でございます。全国高等学校総合体育大会（まほろば総体）の対応についてということでございます。この大会の開催基本要項によりますと、従来のように各市町村ごとに実行委員会を組織し、それが主体的・積極的に会場運営その他全般を取り仕切るという方式ではなく、会場市町村の負担を軽減する意味から、奈良県実行委員会主導の色彩を強めて大会運営をされようとしているところでございます。また、県内の高校生が一丸となって実践活動を実施していくリーダー会を発足させ、開催準備、広報活動及び開催期間中の大会運営のサポートなどに取り組んでいかれるところでございます。すなわち、本大会は、さまざまな部分で会場市町村のきめ細やかな連絡調整・協力が求められるのは当然でございますが、基本的な部分はできる限り県の実行委員会、あるいは高校生が、その推進役となって準備運営することを旨とするものでございます。

したがって、市町村の裁量に任されている部分は限られたものになるわけでございますが、大会開催基本要項で注意されるものは、会場地が主体的に取り組まれる歓迎活動の検討及び会場地が主体的に取り組まれるブースの活用計画と管理といった点でございます。とりわけ、後者の会場地が主体的に取り組まれるブース、すなわち観光PRブース、地場産業販売ブースなどでございますが、この部分が藤井本議員ご指摘の、葛城市を知ってもらう情報発信の貴重な機会ととらえるところでございます。この部分につきましては、議員のご指摘の趣旨を十分に検案し、関係部署・機関・団体との連絡協議を密にし、担当部署を中心に進めてまいりたいと存じておるところでございます。

以上でございます。

川辺副議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。

まず、ふるさと納税についてですけれども、今お聞かせいただきますと、10月から本市独自としてスタートしたいということで進めていただいていると。どういう方法でということについての詳しい説明はございませんでしたけれども、いろんなことを検討していただかないと、これはとり合いという言葉はおかしいですけれども、いわゆる増収になるかもわからない、また、減収になるかもわからないということになりますので、すぐにそんな動きというのは目立っては出てこないと思いますけど、将来的には大きく左右するものになるかもしれませんので、10月から急いでもらいたいけれども、価値のある制度づくりというのを協議していただきたいと思います。

私、先月に私の出身高校の同窓総会というのがございました。ここにおいで議員も一緒に、2人で参加させてもらったんですけども、そこに行きますと、その高校の地元の市長さん、また、県会議員が来られていました。来賓として来られたわけですけども、その方は、ふるさと納税のことについてこうおっしゃいました。「皆様方は本市のある高校の卒業生です。ふるさと納税というのが始まっております。この地に思いもあるでしょうからどうぞよろしくお願いします」と。市長さんも県会議員もそのようにおっしゃっていました。そのホームページにはまだ載っていませんでしたけれども、いろいろこれからそういうふうな形で始まってくると思われます。どうか、10月からスタートできて、また市長なりがいろんなところで葛城市をそこでPRしていく、そんな場面が早くあってほしいと思っておりますので、十分協議をしていただきますようお願いいたします。

続きまして、地名表示板です。

これは3回目のことで、ようやくやってもらえんな、できるねんなどというふうなお答えをいただいてありがとうございます。多方面から、今も部長がおっしゃったように、部長は観光面、また防災面・防犯面というふうなことで平成20年に実施する方向でということで、私自身、三度目の正直で本当によかったなど。市民の方にもきっと、また本市を訪れられる方にもきっと喜んでもらえるものというふうに思っています。

そこで、3月にもこれは意見として申し上げたんですけども、教育長にお尋ねしたいと思えます。

私、表示板をつくるという作業については、今、大武部長がコストの問題も挙げられたわけですけども、市内には新庄中学校と白鳳中学校があります。技術家庭というんですか、どこになるのかわからないけども、そういう中学生の方々にはそういう才能というのは大人以上にいいものを持っているんじゃないかなというふうに考えております。それもこの前申し上げましたけども、運動会とかに出席させていただきますと応援の、何というんですかメッセージとかいろんなところでうまくされているな、書かれているなと思います。何とか、将来この葛城市を担う中学校の生徒さんにやっていただくようなことは、可能なかどうかということを教育長にお伺いしたいと思います。

なぜそのようなことを申し上げるかという、今ふるさと納税の話をしていきます。この地で勉強したということで、この地の愛着心、またこの地の思いというのが高いと思います。

それを増すという意味で、地域のために社会貢献というんですか、地域に参加する、それが子供たち、生徒さんたちの地域を思う愛着心というんですか、思う気持ちをさらに膨らませ、そのふるさと納税というものについても将来的、5年、何年か先に少しでもつながるんじゃないかなというような気持ちを持っております。どうかこれについて、教育長の、やるという前提でお答えをいただきたいと思います。

総体（総合体育大会）の件、今、お聞きしておりますと県の実行委員会が主体となって市町村でできることについては限られていると、私自身、二十数年前にわかくさ国体というのが奈良県でありましたね。あれ以来の大きなスポーツイベントというふうにとらえております。当時も、私自身が勤務先から派遣されてお手伝いに行ったという覚えもあるわけですが、今はそういったものではなくて県でやってしまうと。市町村でできることは限られている。その中で地域の何かを売り出していくブースぐらいは検討したいと、こういうお答えをいただきました。

しかし、新聞紙上を見てもみますと4月末、25日の新聞ですけど、まほろば総体支援会というのが発足しまして、県の活性化に官民一丸となって奈良の魅力を発信というふうなことで書かれています。奈良県の魅力を発信する絶好の機会ということで、総会というものが設立されているわけです。ここに入っておられるメンバーというのが、奈良県の市長会の会長とか町村会の会長なんですね。ここにはもう一つ、知事も入っておられますね。だから、私自身、調べていただいて、県がするというので実行委員会がありますから、やはり実行委員会にお任せしなくてはならない。しかし、県の活性化に官民一丸という側面もありますので、これについてはもう少し調整をしていただいて、実行委員会だけでなくこういう部分もありますので、知事さんも入っておられますから、そういうところを確かめ合いながら、確かめてもらった上で、取り組んで検討していただきたいというふうに思います。この件についての再質問は結構ですけど、その辺は確かめておいてください。

以上です。

川辺副議長 吉村教育長。

吉村教育長 今、藤井本議員の地名表示板の設置についてのご質問でございます。

地名表示板を中学生に作成させてはどうかということであろうかと思っております。地名表示板の作成に当たりましては、中学生の協力、これは大変いいことかと思っております。作成を通して郷土のよさを改めて見出し、郷土を愛する心を養う、参加型の体験学習の一環としても大変いいことかと私も思っておりますので、今後この計画が進行していく過程で担当部とも打ち合わせしながら、積極的に取り入れていきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

以上でございます。

川辺副議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 教育長から、私と同じ思いの答弁をいただきました。ぜひ進めていただく中で、これも3月議会でも少し申し上げているわけで検討していただいていたかと思っております。少しのことやけど、それによってまちが変わっていくという私の考えで、ぜひそういうことも検討して

いただき、「市内の中学生がまちの表示をつくっているまち・葛城市」というのも全国から見ればいいんじゃないかなと、そんなふうに思います。そういったことが、一番最初に申し上げているふるさと納税とかに何か結びつくようなイメージを私は持っています。

最後ですけども、先ほど、まほろば総体の支援会ができて奈良の魅力を発信するんだ、あちこちで言うて申しわけない、ここでも、荒井知事さんがこの会議の中でおっしゃっているんですね。総体の支援会の中で荒井知事さんがおっしゃった、その新聞をそのまま読みますね。ふるさと納税を活用し、県外のスポーツ界OBからの募金も集めたい、そのための窓口をつくりパンフレットを製作したいと、同実行委員会にサイドからの協力も約束と、官民一体で大会成功に向けて動き出すと。まほろば総体、私自身、これに結びつけるつもりはなかったんですけども、新聞を読んだら結びつきましたので。まほろば総体の中でも知事さんがスポーツ界OBからの募金も集めたい、何かをきっかけにしてふるさと納税に結びつけていくと。これからきっと、徐々にですけども動いてまいります。そういったことも頭に入れて、3つのことを申し上げましたけども、魅力のあるまちでないと、やはりふるさと納税、当初に戻りますけど、ふえるのか減るのかと、ふえるまちになっていただきたいと思いますので今後の検討をどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

川辺副議長 4番、藤井本浩君の発言を終結いたします。

次に、17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、第1に後期高齢者医療制度について、第2は葛城山麓地域の自然環境の保全と防災対策についてであります。

最初は、後期高齢者医療制度についてであります。

ご承知のように、後期高齢者医療制度が4月にスタートして3カ月が経過をいたしました。75歳になったら国保や健保、扶養家族からも追い出されて、差別的な医療制度に強制的に加入させるやり方に、ますます高齢者国民の怒りが高まっています。国庫負担を減らし、所得の低いお年寄りに重い負担を押しつけ、今後も保険料は大幅に上がること、医療の制限につながる診療報酬制度と一体になっているなど、制度の根本的問題が次々と明らかになっています。ところが政府は、制度の骨格は間違っていない、こう言いつつ、相変わらず見直しを繰り返すばかりで制度をますますわかりにくく複雑にし、新たな矛盾を生み出しています。75歳という年齢でお年寄りを差別する後期高齢者医療制度は、考え方の根本が間違っているのです。この制度の根幹に対して、政治的な立場の違いを超えて批判が広がっています。中曽根康弘元首相が、至急これはもとに戻して新しくもう一度考え直す、そういう姿勢をはっきり早くとる必要があります、このように明言していますように、後期高齢者医療制度は、廃止して一から出直さない限り矛盾は解決できません。まずこのことを強調しておきたいと思います。

では、制度の実施に当たっての、本市における現状と問題点についてお伺いをしてまいり

ます。

後期高齢者医療制度の実施に当たって、市が行う被保険者証の発送事務や保険料の年金からの天引きに係る徴収事務、障害認定者などの問題、さらに制度の内容や保険料、保険証などに対する市民からの問い合わせにどのように対応するかなど、これらは委員会本会議等で議論をしてきたところでもあります。4月28日の民生水道常任会協議会において、今後の状況と問題点についてご報告・説明をいただいたところではありますが、3カ月を経過した現在の状況と問題点、市民からの問い合わせの状況、その内容や件数等について改めてお伺いをいたします。

次に、保険料額の負担の軽減変化について伺ってまいります。

舛添厚生労働大臣は制度の発足以来、七、八割の人は保険料が下がる、さらに、一般的には低所得では負担が軽減され、高所得者では負担がふえる傾向などと宣伝をしていました。ところが、負担が大きくなった、とても払えないという高齢者の声や、参院厚生労働委員会における我が党議員の追及を受けて、正確な数字はわからない、各自治体によっても違うなどと、これまでの発言を訂正することになりました。その後、厚労省は慌てて調査に乗り出し、5月15日から19日のわずか5日間で、全国の市町村ごとの国民健康保険料と後期高齢者医療保険料をモデル世帯に当てはめて計算し比較集計する、保険料額の変化に関する調査を実施いたしました。そして6月4日には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の保険料の増減変化について、全国平均で69%の世帯で保険料が減少したとの調査結果を発表いたしました。

ところが、都道府県ごとに見てみますと、沖縄県では、全国平均とは逆に64%もの世帯が負担増になっています。東京都も56%の世帯が負担増になるなど、各都道府県、市町村によって負担の増減変化が大きく異なることが明らかになりました。七、八割の人は保険料が下がるとの宣伝は、これはまゆつばと言わなければなりません。

また、低所得の年金収入177万円未満で見ると、東京23区などの大都市部では、78%の世帯の保険料が増加することが判明いたしました。全国的に見ても、年金収入292万円以上の世帯の負担減が78%であるのに対して、低所得の年金収入177万円未満の世帯の負担減は17ポイントも低い61%にとどまっています。

調査結果は、一般的には低所得では負担が軽減され高所得では負担がふえる傾向という、これまでの厚労省の説明を覆すものとなっています。このような厚労省の保険料額の変化に関する調査結果をどのように受けとめておられるのか、まず所見を求めます。

また、このたびの調査は、1,830市区町村の全てを対象にしたものであります。調査結果では、奈良県は81%の世帯が減少することになっています。それでは、我が葛城市の保険料額の減少率はどのようになっているか、また、その評価について説明を求めるものであります。

次に、人間ドック及び特定健診について伺います。

後期高齢者医療制度が導入されたことにより、75歳以上のお年寄りには国保から脱退されることになり、国保の保健事業で実施されていた人間ドックの費用に対する助成が受けられなくなりました。同じ市民でありながら強制的に国保を脱退させられた上に助成制度からも外

すなどということは、お年寄りの人権を傷つける扱いと言わなければなりません。だれしもお年寄りの尊厳を守り、健康で長生きされることを願っています。引き続き助成が受けられるよう市独自の助成制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。所見を求めるものであります。

また、後期高齢者医療制度の実施に伴い、特定健康診査が導入されました。市は後期高齢者を特定健診の対象から外すこととしていましたが、広域連合が保健事業として実施することになり、希望者は特定健診が受けられることとなりました。このことは大いに歓迎できるものでありますが、健診料として500円が徴収されることになっています。この500円の負担についても市が助成すべきであると考えますが、いかがでしょうか。所見を求めるものであります。

また、後期高齢者に対しては希望者にのみ受診票を送付することになっております。これはまさに平等な扱いを保障した憲法に違反する行為であります。全ての後期高齢者に受診票を送付し、健康で長生きできる条件を整えるべきだと考えます。いかがでしょうか。所見を求めるものであります。

次に、資格証明書等の発行についてお伺いをいたします。

ご承知のように、これまでの老人保健制度では病気がちなお年寄りの特性に配慮をして、保険証の取り上げは禁止をされてきました。ところが、後期高齢者医療制度では、保険料を1年以上滞納しますと悪質滞納者とみなされて保険証が取り上げられることになりました。その対象になりますのは、年金月額が1万5,000円未満の方や、介護保険料と合わせた保険料が年金月額の2分の1を超える方で、年金天引きされない普通徴収の1,483人、被保険者の43.7%も占めることになっています。これまでの議論では、収入の低いお年寄りには過酷になるので最善の力を尽くして対応したいということでありましたが、お金の切れ目が命の切れ目では、お年寄りの命や健康を守ることはできません。きっぱりと資格証明書の発行はやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めるものであります。

次に、葛城山麓地域の自然環境の保全と防災対策についてお伺いをいたします。

これまでたびたび問題になってきたところでありますが、葛城市消防署の南西、県が施行した大字中戸の砂防堰堤の西側上部にある寺口地内の山麓地域で、またまた新庄商事がブルドーザーなどの重機を持ち込み、樹木をなぎ倒し、山腹を南側にどんと切り込んで進入路をつくり、そこから大型ダンプで運ばれてきた、建設現場等から出た残土とおぼしき土砂等を谷に向けて大量に投棄をしています。この庁舎5階の議会棟からも、広範囲に削りとられたむき出しの山肌が一目でわかるほどのひどい状況になっています。

この山麓地域は砂防指定地であり、砂防堰堤も設置されているところであります。また、森林法、県景観保全条例が適用される地域であり、現場近くには文化財保護法第57条の2の、周知の古墳に該当する寺口千塚古墳群が存在をしています。このように、関係法例の網が何重にもかかっているところであります。市や県はこのような現状を把握されておられるのか、どのように対応をされておられるのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

次に、本市の葛城山麓地域に対する認識、位置づけ並びに今後の対策について伺ってまい

ります。

葛城市の重要な特性は、山麓部の豊かな自然と歴史であります。本市総合計画でも、将来都市像の「悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市～葛城～」を実現する政策の柱、愛着、爽快、自然や歴史の豊かさと住みよさが共存する愛されるまち、さらに、政策目標として「良好な自然・地域環境のブランド化」、政策目標として「良好な自然と地域環境を保全し、活用する」、このようにされています。都市計画マスタープランでは山麓景観保全ゾーンと位置づけられ、新たな開発を抑制しながら良好な景観の保全・活用を図ります、このように強調をしているところであります。一方、緑の基本計画では、緑地の現状の中で県の金剛・葛城山系景観保全地区の指定がされています。将来とも良好な自然景観の保全が保証されていますとの認識が示されています。しかし、現状のままでは何の対策も打たなければ総合計画や都市計画マスタープランを実現することは困難であり、緑の基本計画で楽観的に述べられている将来とも良好な自然景観の保全が保証されるなどということはありません、このように考えます。これらのことを踏まえ、市の葛城山麓の自然や防災に対する認識、位置づけ並びに今後の対策について説明を求めます。

再質問は自席から行わせていただきます。

川辺副議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 それでは、17番、白石議員の一般質問、後期高齢者医療制度につきましてのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、皆様方ご存じのようにことし4月から始まりました初めての制度でございまして、制度自身が複雑で、しかも対象者が高齢でございまして、また、制度を構成した国、実施する我々市町村自治体におきましてもふなれなことが相まりまして、皆様方に大変ご心配をかけていることと存じます。4月中旬には、議長所轄の常任委員会の正副委員長に、お尋ねの被保険者証の発行状況や窓口での対応、電話での問い合わせなどの状況を報告させていただきまして、過日、4月28日でございますが、民生水道常任委員会協議会を開催いただきましてその状況も報告させていただいたわけでございます。比較的スムーズな事務処理をいたしておることを確認いただいておりますが、また、これに関連いたします特定健診・特定保健指導につきましても過日の所轄の常任委員会、また全員協議会の中でも受診者証を中心にその説明をさせていただいたところでございます。まず、最初でございます。

この制度の現状と問題点についてのご質問でございますが、葛城市では4月1日現在で3,400名の被保険者がおられまして、3月中旬に初めての被保険者証を発送させていただきまして、留守宅あるいは転居などで返送が参っておったわけでございますが、その後電話で連絡をとり再送を行ったり、また手渡しをさせていただいた結果、5月初めには全ての被保険者の方々に保険証をお渡しすることができたわけでございます。

また、保険料の仮徴収につきましては、年金から引き落としをいたします約1,900名の被保険者の方々に仮徴収の通知書を発送いたしまして、4月15日と6月13日に年金からの徴収をさせていただいたわけでございますが、他の自治体で見られました納税猶予期間や資格の事

務処理に不備がなかったためか、4月中は被保険者証や保険料についての問い合わせが、多いときで1日20件程度があったわけですが、現在は週に数件あると、またはないかというふうな程度になっておるわけですが。

次に、保険料の負担の増減の実態についてでございますが、先般急遽、国が取りまとめました保険料額の変化に関する調査結果によりますと、先ほどご披露いただきましたように全国的には69%、奈良県では81%の世帯で保険料が減少するとの試算が公表されておるわけですが、葛城市の国民健康保険税と後期高齢者の保険料の税率による負担の増減の分岐点、いわゆる単身者の年金所得者に対する所得額につきましては238万3,000円となりまして、年金受給者1,940名いらっしゃる中で、その238万3,000円までの方は1,590名でございますが、全体の約81.95%が該当するわけですが、その上資産割の課税がされませんので、今まで資産割を払っていただいた方につきましては負担がその分軽くなるということがプラス要因と考えられます。

しかしながら、夫婦とも後期高齢医療保険に移行された世帯につきましては、所得の有無に関係なく全ての世帯が高負担になってしまいますし、子供の同居世帯の方々でも負担増になってしまうという傾向でございます。そして、徴収の猶予や減免措置が講じられておるわけですが、被用者保険の被扶養者でおられた方につきましては新たな税負担が発生するというので、約5名程度おられるということでございますが、この人たちの負担もふえることとなるのが事実でございます。

今、税負担の表現の中で先ほども紹介されましたが、70%の方が税負担が軽くなるとの大臣発言が物議を醸し出しておるわけですが、実際は被保険者の資格の取得状況やその本人の所得、さらには本人の家族構成、それと家族全体の所得の状況も把握しないと正確な数字が出せないのが現状でございます。本算定の課税に今、取りかかっておるわけですが、その本算定の課税が終了しなければ、正確な割合は現時点ではお知らせできないのが現状でございます。一般にと申しますか、後期高齢者医療保険の方が高くなったと言われる自治体ほど、言いかえれば葛城市のように一般会計から繰り入れを行い、現在の国民健康保険料率を低く設定している自治体の方がそのような現象にあると推察いたすところでございます。

次に、人間ドック健診及び特定健診についてでございます。

国民健康保険の人間ドック助成といたしましても、従来から申請日におきまして満35歳以上75歳未満の方で1年以上葛城市にお住まいになっておられまして、被保険者であるということ、それから保険料を完納していただいている世帯の方々にとりましてその制度を行ってきたわけですが、国民健康保険から後期高齢者に移行された方につきましては、もともと補助対象になっておらないということもございまして、新たな不利益にはならないということとっております。また、今まで同様、国民健康保険の人間ドック助成を受けられた方々につきましては、引き続きこの制度を利用していただくことができまして、その利用していただいた方につきましては、今度初めての特定健診は受けていただく必要がないこととなっております。

続きまして、特定健診についてでございます。

後期高齢者にとりましても、生活習慣病を早期に発見するためにはやっぱり健診は重要な手段であるということから、広域連合ではそれぞれの市に委託をされておるわけでございます。葛城市といたしましては、特定健診と同じ内容で実施させていただきまして、個別、集団とも希望される方につきましては、自己負担の500円をいただきながら受診をさせていただくわけでございますが、これは県下医師会との統一見解ということで定めさせていただきました500円ということで、当面守らせていただく方向でございます。市内の9つの医療機関で市独自の追加項目、13項目の血液検査も同時に受けていただくことができるのは市単独での制度と、高齢者それぞれ受けていただく方々の健康を重んじての制度ということで実施いたしております。また、この特定健診とあわせまして、市が実施しております胃がんや大腸がん等の各種がん検診を自己負担なしで受けていただくことができますし、この健診を受けていただけましたら、人間ドックの項目とほぼ同様の、それ以上の受診ができるもの考えているものでございます。

それから、最後になりましたが、資格証明書の発行についてでございますが、資格証明の運用につきましては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用すると。これは最近でございます、先月の6月18日、厚生労働省の高齢者医療企画室からの通達が参っております、相当な収入の範囲や悪質な者の定義につきましてはそれぞれ各広域連合で定めまして対応するわけでございますが、一方では、特別な事情があれば資格証明は発行しない取り扱いになっておりますので、葛城市といたしましては、気軽に納付相談にお越しいただけるような雰囲気づくりに努めるとともに、被保険者の個々の状況やその生活実態を把握することによりまして、何らかの軽減措置や減免に該当しないかをつぶさに検討させていただきまして、納税者のご理解を得る努力を怠らず、納付に結びつけていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

川辺副議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、白石議員の2番目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、中戸砂防区域の南面から西方向にかけまして、議員ご指摘のとおり、林地開発に伴います造成工事が行われております。この事業は、新庄商事株式会社が県森林保全課の許可を得まして事業実施を行っているところでございます。林地開発許可申請に当たりましては、県、市関係機関、地元中戸区長、土地改良区隣接土地所有者の同意のもと進められているところでございます。

提出されております計画内容につきましては、開発区域面積が4万9,000平方メートル、残地森林が1万1,000平方メートル、造成する森林が3万7,000平方メートル、調整池として1,100平方メートルでございます。造成する森林には5平方メートル当たり1本の割合でヒノキまたはスギを植樹するということになっております。それから、造成の方につきましては、のり勾配につきましては、1割8分ののり勾配で5メートル上がりまして幅1.5メートルの小段を設け、3段上がるごとに幅4メートルの小段を設ける計画となっております。計画の高

さにつきましては、現状の高さを維持するというところでございます。

現在のこの事業、防災に対する監視状況でございますけれども、県砂防課、高田土木事務所、市都市整備課、環境課、農林課で1週間から10日に一度のパトロールを実施しております。特に砂防区域内での土砂の崩壊、造成状況を確認しているところでございます。今後につきましてもパトロールを実施、造成計画どおりの工事が進められているか監視をしてまいりたいと思います。

それから、次に森林保全ということでございますけれども、この問題につきましては以前から鳥獣被害ともどもさまざまご意見をいただいているところでございますけれども、需要の落ちましたスギ、ヒノキの利用状況から、森林所有者におきまして放置森林となっている状況でございます。これらにつきましては森林組合ともまた協議を重ねまして、議員ご指摘のとおり、各計画に沿いますような山林になってまいりますよう十分協議をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

川辺副議長 教育部長。

高木教育部長 17番、白石議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。文化財の保護についてはどうかということのお尋ねかと思っております。

当然、開発計画着手前においてはということ、工事を予定する場合は埋蔵文化財の包蔵地があるかどうかということ調べていただくことになっていることは当然でございます。当然、文化財保護法による届け出が必要であるということでございます。今現在ご指摘されております場所につきましては従前より、奈良県より許可が出されており、工事範囲においても許可範囲内において施工されておるものと思われることから、周知の遺跡に影響のない距離を保った場所での工事と思われるところでございます。なお、平成5年におきましては、周辺整備の工事につきまして届け出を出され発掘調査が行われておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

川辺副議長 17番、白石君。

白石議員 まず、後期高齢者医療制度について改めてお伺いをしてまいりたいと、このように思います。

杉岡部長の方からご答弁をいただきました制度の現状と問題点についてということでは、4月28日の民生水道常任委員会協議会でご報告説明された時点よりもさらに改善をされ、ほとんど問題点は出ていないということでもあります。現在の住民からの問い合わせ等については、週に数件ある程度ということで、本市においては被保険者証の発行事務、あるいは年金天引きに対する徴収事務等についてスムーズに進んでいるものと、このように認識をしておきたいと、このように思います。

次に、保険料負担の増減変化の状況について部長の方からご答弁をいただきました。葛城市の保険料の減少率は81%ということで、県の平均と同じような状況になっておるということでもあります。部長からも申されましたけれども、保険料額の変化に関する調査の方法は、厚労省が設定をした4種類の世帯累計と3種類の収入区分とを組み合わせた12のモデル世帯

に基づいて調査をしたものであります。ところが、この調査では、世帯構成の約2割を占める、最も負担増になると言われている、ともに75歳以上の夫婦と子供夫婦などの世帯をモデルからあらかじめ除外しているものであります。さらに、厚生労働省は国保税の資産割を前提として計算をすることを求めています。資産割額が計算できない場合は、平成18年度の全国平均1万8,973円を使用するようにとわざわざ指示をしているのであります。土地や家屋のない高齢者の保険料が実際より高額になる仕組みになっているのであります。これは、あらかじめ負担増を覆い隠す結果を導き出すための調査方法を採用したもので、とても保険料額の増減変化の実態を反映された調査と言えるものではありません。部長が答弁されましたように、実際にその本人の所得あるいは家族そのものの所得が全く把握されていない状況の中で調査されるなどというのは、無意味なものであると言わざるを得ないわけでありまして。厚労省が、全国平均で69%の世帯で保険料が減少したと発表されたこの調査結果は、到底受け入れられないものであります。

全日本民主医療機関連合会が4月11日に発表した後期高齢者医療制度の実施直後アンケートの集計結果によりますと、保険料が施行前より下がった人がわずか6%程度で、高くなった人が41.6%を占めています。この調査結果の方が実態をより反映をし、お年寄りの実感にも合っているのではないのでしょうか。この点、部長の答弁からも本当に厚労省自身の調査結果が実態を反映していないということであることがはっきりしたと言えると思います。

次に、人間ドック及び特定健診についてであります。

人間ドックについては、これ、現状やっているんですか。

杉岡市民生活部長 やっております。

白石議員 いやいや、やっているじゃなくて75歳以上の人たちも。

杉岡市民生活部長 現状、医療制度としてはございません、先ほども答弁しましたように。

白石議員 ないですね。そのことを聞きたかったのです。75歳以上の方について、この助成制度は適用されているんですか。されていないですね。されていないわけでありまして。これは、後期高齢者医療制度が実施されて強制的に国保から脱退させられたがゆえにこういう状況になっているわけでありまして。当然そういうことだと思います。埼玉県なんかの市町村では引き続いて、75歳以上の人たちに対して、人間ドックに対する助成制度を維持するための措置はとられているわけでありまして。

市長にお伺いしたいわけですが、75歳以上になれば何か人間ドックにかかる必要がないのか、厚労省の後期高齢者医療制度に対する考え方では、高齢者は慢性疾患など複数の病気を抱えている、認知症の人が多く、いずれは死を迎える、こういうことを前提につくったものだということではありますが、我が市も同じような考えですね。このような扱いをずっとするのかこの辺をお伺いしたい、このように思います。

それから、特定健康診査についてであります。

500円の負担で後期高齢者医療広域連合が保健事業として各市町村に委託をして実施するということになりました。しかし、これは希望者のみに受診票を発行し実施をするということでありまして。他の74歳以下の人たちについては、全ての人たちに受診票を送付し、その特

定健診の内容を周知徹底しているわけでありまして。後期高齢者医療制度が導入されて自分が国保から抜けなきゃならない、あるいは年金が天引きされることすら実際に被保険者はわかっていなかったというのが実態であった。こんな状況の中で、特定健診が実際に希望者のみに受診票を交付し実施するというようなことは、こんなことでその事業が本当に高齢者のためになるのかどうかというふうに考えます。いかがでしょうか。

また、ご承知のように、老人保健制度で実施をされていた健康診査については、集団健診で1,300円、個別健診で1,500円の健診料負担がありました。ところが生保世帯あるいは非課税世帯、そして70歳以上の高齢者については健診料は無料でありました。無料だったんです。これが有料になって、500円徴収されるということになりました。本当に冷たい仕打ちではないでしょうか。ご承知のように、その保険料の問題でも取り上げたいと思っていましたけれども、被保険者3,400人のうち、普通徴収される方々が1,400人いるわけですね。43%の方が普通徴収されると。これらの人は年金収入というのは月額1万5,000円未満の方か、あるいは1万5,000円以上の人でも介護保険料と後期高齢者医療保険料が年金額の2分の1を超えた、こういう人たちが普通徴収されるわけです。そういう人たちが1,400人いるんですね。43%。こんな人から500円を徴収して、しかも希望者だけに受診票を送るというふうなことになるわけですね。この点について、市長はいかがお考えでしょうか。改めてお伺いしておきたいと思えます。

次に、山麓地域の問題です。

今、都市産業部長からご答弁をいただきました。まさに現状に対する答弁でありました。これはいつごろからこういう事業が行われているかといいますと、私が認識している日時では昨年12月ごろからだだと思います。既にブルドーザーが山腹を削り、どんどんと土砂を谷に落としていました。その後、いろいろ問い合わせをいたしますと、この地域に太田川で埋め立て盛り土をした分の10メートルをそちらの方へ持って行って、太田大字との約束を果たすんだというふうなことを聞きましたし、砂防地区との境界に石積みをして、上に広場をつくって馬等を飼って子供らに見せる計画であると。これは12月の時点なんです。もう、今は惨たんたる状況ですね。これは今回だけと違うんですね。

私は新庄町にお世話になり議員になった25年前、このときから新庄商事は社会教育センターの北側に産業廃棄物の最終処分場を運営し、県の計画高以上に産業廃棄物を持ち込み大問題になって、それらの廃棄物をこの谷筋にあります岡田池周辺あるいは金村谷、あるいは平岡の谷に分散し、産業廃棄物がこの旧新庄町に分散し、地域の自然が、本当に環境が痛めつけられたんです。金村谷の状況なんてのは全くそのまま放置されている状況になっています。いつもこうなんです。実際に事業に入って、それは確かに砂防法や森林法や県の景観保全条例に基づいて、その指導をし届けをさせ、するわけですが、実際に届け出した内容におさまったことがない。やりたい放題やってきている。

こういう状況になっていて、今回もまた何の手續もなしに、まずブルドーザーで傍若無人に山腹を削り込み土砂を移動させる。そのうちにダンプがどんどん上がってきて、その斜面に残土を投棄する。これはどこから持ってきているんやと、こういう状況になって初めて市

や県が動いて許可を求める届け出をしると、こういう指導をする。どうしてこういうことになるんやと。私は答弁漏れというふうに思うんですが、葛城市の自然環境や景観あるいは防災に対する位置付けや認識がきちっとされていないんじゃないかと。いや、市はしているんですよ。総合計画、都市計画マスタープラン、まちづくりの中で、葛城二上山の山系を貴重な資源としてこれを保全し活用しようと言っているんです。にもかかわらず、1つの業者によって、その自然や景観がどんどん台無しにされている。これ、市長、どのように考えたらいいんでしょう。私は緑の計画を見て少しびっくりしたんですが、この山麓地域というのは県の景観保全地域であり、これは十分に自然環境の保全が保障されているというふうに書いてあるんです。そんなん、景観保全条例でその地区に指定されていても全く、そんな自然環境、景観が保全されていないじゃないですか。総合計画で大事なこととして位置づけられていることが全く視野に入れられていない。なすがままになっている。

では、他の市町村はどうなっているでしょう。平群町は、土砂等による土地の埋め立ての規制に関する条例、これを制定しています。この条例が提案されたときの理由をここで読み上げておきたいと思います。

本町の山間、景観部等で土砂等が持ち込まれ、土地の埋め立てが行われている。現在のところ山間部等に盛り土をする場合、技術基準がないため災害発生を起こすおそれ、また、盛り土や搬入車による交通公害の問題を負っている。こうした問題を解消するために、技術基準を明確にすることにより災害の防止及び農地保全など農業振興にも寄与され、住民の生活環境の保全及び健康で安全かつ快適な生活を確保するため、本条例を制定するとしています。また、堺市では、土砂等による土地の埋め立て等に関する指導要綱を昭和62年に制定し、平成15年に改正をしています。この要綱の目的では、土砂等による土地の埋め立て等について必要な指導を行なうことにより災害の発生を防止し、自然環境、生活環境及び農業生産の保全を図ることを目的とするとして、適用範囲は都市計画法でその面積は1,000平方メートル以上で盛り土もしくは切り土の高さは1メートル以上のもの、またはその面積が1,000平方メートル未満で盛り土の高さが3メートル以上のものについて運用すると、このようにみずからのまちを守るために、自然を守るために、条例や指導要綱をつくって頑張っているわけです。この間、私はそのことを25年来お願いしてきたわけでありまして、全く前進をしていない。それがために、同じことが繰り返されてきているということでありまして。この点、市長からご所見をいただいております。

川辺副議長 市長。

吉川市長 白石議員の質問にお答えを申し上げていきたいと思っております。

まず、後期高齢者医療の問題にかかわりまして、特に人間ドックの問題とか、あるいは特定健診の問題について私にお尋ねと、そういうふうに質問の要旨を承ったということでございます。後期高齢者医療制度につきましましてはいろいろと議論をいただいておりますので、大変な社会問題にも発展をしてきておりまして、またそうした中で先ほど来お話がございましたように、制度の運用の問題やあるいはまた調査の段階で国の調査結果、そうしたものにも矛盾点が生じてきていると、こういうことは私も認識をするところでございます。我々、広域

連合の運営をいたします一人といたしまして今までのいろんな、今申しますような矛盾点や問題点、そういうものを我々として変えていかなければならぬものは変えていくような方向の、国で変えてもらわなければならないものについては国の方へ、それぞれ陳情やあるいはまたそうした話し合いをさせていただいてきょうまで、そんな中にも先ほど来いろいろと意見の中にもございましたようなことで前進をしてきたものもあるわけでございます。これからも、高齢者の皆さん方が安心して医療制度が受けられるようにさらに努力をしなければならぬ、こういうふうに思っている次第でございます。

そんな中で、具体的に人間ドックの関係では、75歳以上の方は受ける必要がないのかと、こういうふうなご指摘でございます。健康維持のためには人間ドックや特定健診、あるいはそれ以外の健診等は大変大事なことであるというふうに思う次第でございます。そのためにはそれぞれの制度に従ったそれぞれの受け方、そういうものがあるものでございます。したがって、本市といたしましても、いわゆる市民全体の健康維持のためにいろんな施策を講じてまいりました。

そんな中で、75歳以上、いわゆる後期高齢者の方々に対する新しい制度ができた。先ほど申しますように、そうしたことによって矛盾が生じ、そうしたことの谷間の中で受けられないというふうな人が出てくる。それをどういうふうに、市としてあるいは国としてフォローしていけるのかというふうなことについても、今までから議論をしながら話し合いをしているところでございます。冒頭で申し上げましたように、そういうことを含めまして、どうしても国との間で実態に合わない。しかし、葛城市としてというふうなことになってくるとしましたら、これはまた議会の皆さん方とも関係の皆さん方ともご相談を申し上げていきたいと、このように思う次第でございます。したがって、特定健診の自己負担500円の問題についても、今申し上げるとおりでございます。

また、山麓地域にかかわりましての問題でございます。いろいろとご意見をいただきましたように、当業者のきょうまでのことにつきましては、私もある程度古い時代からの状況を知っている一人であるわけでございます。大変、その当時から問題を提起しながら業者との話し合いや、あるいはまた県の関係の方へもいろんなことをお願いしたり申し上げたりしてきたところでございます。

そんな中でここ二、三年前からも、いわゆる産業廃棄物にかかわる市としての条例制定というお話もございました。一時いろんな検討を重ねてきたところでございまして、白石議員がおっしゃるように、いわゆる緑のマスタープランやまちづくりのいろんな計画、そうしたことの中で私自身も葛城山麓の自然、緑、これはいつも申し上げておりますように、大変大事な市の財産でございまして、市民の皆さん方の財産であると同時に、奈良県民にとりましてそういうことであるわけでございます。したがって、そういうことを踏まえながら、今お話がありますようなそうした具体的に起こってくる問題にどういうふうに対処をしていくべきかということでございます。

ご承知のように、これに対する許可権の問題もあるわけでございまして、ご承知のように……。

川辺副議長 あと3分でございます。

吉川市長 産廃のことにつきましては県の許可が要ると、こういうことでございますので、今までから県へ申請をされたその内容を精査をしました。それらについて、白石議員がおっしゃっておりますような内容と現実の違い、そのことについてともに指導なりを申し上げてきたと。特に、最近のことにつきましては県の方も、先ほど部長が答弁をいたしましたように、市の方でも積極的にその対応を図りながら、先ほど申しますような地域を守っていくための努力を重ねていると。今後も、そうしたことで重ねていきたいというふうに思う次第でございます。

時間もないようでございますので、以上、答弁としたいと思います。

川辺副議長 17番、白石君。

白石議員 市長からご答弁をいただきました後期高齢者医療制度の問題については、本当にお年寄りの尊厳を守り、健康で長生きしてほしい、この気持ちから市として何ができるのかという立場から私は質問いたしました。そのことに対して市長は、議会、市民の皆さんと相談をして、提起された問題について議論をしていきたいということでもありますので、そのようにぜひ進めていただきたい、このように思います。

山麓地域の自然環境を守る、防災の問題については、これは本当に私ども議員を初め理事者、職員が、本当に総合計画や都市計画マスタープランに基づくちゃんとした位置づけを持ってこの自然を守っていく、そういう基本姿勢を持って臨んでいかないとだめですし、また、許可権が県にしかないということで手をこまねいては同じことを繰り返すだけなんだということを申し述べて、私の質問を終わっておきたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

川辺副議長 17番、白石栄一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時40分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

次に、6番、阿古和彦君の発言を許します。

6番、阿古君。

阿古議員 議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、鳥獣害防止総合支援事業と地球温暖化問題の2件であります。

昨年12月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を、総合的かつ効果的に推進することを目的とする鳥獣被害防止特別措置法が制定され、ことし2月に施行されました。この法律に基づき農林水産大臣が定める基本指針に則して被害防止計画を作成した市町村に対しては、被害防止施策を推進するために必要な財政上の措置等が講じられます。

我が葛城市においても、大字竹内を含む山麓地域の各大字において、イノシシ、アライグマなどの農作物への被害が報告されるたびに捕獲機材等の設置や侵入防止さくの設定助成を

お願いしてまいりましたが、イノシシなどの耕作地への被害地域は拡大の一途であります。同法制定により、葛城市においてもさらなる被害防止の取り組みが可能となりますが、今後の取り組みについてお聞きいたします。

2点目は、地球温暖化問題であります。

地球の温暖化は、予想される影響の大きさ、深刻さから見て人類の生存基盤にかかる最も重要な問題であり、異常気象の頻発、気象システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足や農業への打撃による食糧不足、災害の激化など、さまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代の子供たちのために葛城市として早急にできることから取り組んでいただきたいと、昨年の12月議会において一般質問でいろいろと提案し申し上げたところですが、その12月の答弁で理事者側より、葛城市全域の地球環境温暖化対策地域推進計画を策定するために、葛城市といたしましての地域特性、地域ポテンシャルの把握を行うために、補助事業でございます地域省エネルギービジョン策定等事業の採択を申請いたしますとの答弁をいただいております。NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の100%助成事業と理解していますが、申請をしていただいた経過と期日を含めて結果について報告をお願いいたします。

質問は以上です。

再質問は自席で行います。

西川議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、阿古議員のご質問でございます鳥獣害防止総合支援事業につきまして答弁を申し上げます。

この事業につきましては、阿古議員ご指摘のとおり、市町村におきまして鳥獣被害防止法に基づきます被害防止計画書を作成いたしまして、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体でつくります地域協議会を設置する必要がございます。

事業内容につきましてはソフト事業といたしまして、捕獲箱、わな等の捕獲機材の購入、狩猟免許講習会への参加、犬を活用した追い払い、防除技術の導入、被害を発生させている鳥獣の生息状況調査、地域協議会の開催などで200万を上限に交付されることになっております。ハード事業につきましては、侵入防止さくの設置、被害防止策等の整備の支援、捕獲した鳥獣の肉を活用するための処理加工施設の整備等で事業費の2分の1が交付されることになっております。ソフト事業、ハード事業ともに個人では対象になりません。受益戸数3戸以上が必要であります。1件当たりの取得価格が50万円以上であることが条件となっております。平成20年度に、ソフト事業に対しまして6億、ハード事業に対しまして22億の国家予算が計上されております。平成20年度で、全国で160の団体が組織されまして、近畿管内では現在26の団体が組織されております。

奈良県では現在、この協議会の設置されている市町村はございません。現在、県農業水産振興課によります電気さく等の侵入防止さく等の設置に際しまして2分の1の補助金が交付されておりますので、この補助金の利用が多いように思われます。当市におきましても、現在、この補助金を活用して被害防除をお願いしているところでございます。今後につきまし

では、他市町村の協議会設置の動きも見ながら、各関係団体の設置協力が得られるかどうか、こういった点につきましても十分に協議し、この協議会設置が可能かどうか十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

西川議長 市民生活部長。

杉岡市民生活部長 それでは、私の方から地球温暖化対策地域推進計画の策定の取り組みにつきましてご説明申し上げます。

このご質問につきましては、先ほどいただきましたように、昨年12月議会定例会におきまして、「地球環境にやさしい自治体（葛城市）を目指して」というテーマで一般質問されました折に、また昨日でございます、川西議員の一般質問でも少し触れさせていただいたことがございますので、重複するかと思いますがお答えさせていただきたいと思います。

葛城市役所の地球温暖化対策実行計画の策定の経緯並びに計画策定後の経過につきましては、先ほど川西議員のご質問にもございましたとおりでございますが、地球温暖化対策地域推進計画につきましては、この実行計画、つまり葛城市役所版を葛城市全域に広げバージョンアップしたものでございます。昨年12月にご質問いただきました際には、10月3日でございます、県より策定ガイドラインの説明会がございましたので、今後策定に向けて基礎データの収集方法の検討を行うための新エネルギー地域ビジョン策定事業の採択を受けるという答弁をさせていただきましてから、今年4月でございます、新エネルギー・産業総合開発機構、いわゆるNEDOでございますが、そこからの説明を受けまして、5月には申請書を提出させていただきまして、6月にヒアリングを受けておったわけでございますが、うまく運びましたら今議会に補正予算という運びをとらせていただくというふうな対応をすべきと思っておったわけでございますが、調査期間が相当の経過を要する事業でございます。したがって、補正予算を今年は断念させていただきまして、21年度の当初予算に計上させていただく予定をいたしておるわけでございます。

なお、この事業の内容につきましては、先ほどご披露いただいておりますが、100%が補助対象となりまして、新地域エネルギー消費構造や地域資源力を、専門家に科学的な調査分析を依頼することができまして、地球温暖化対策地域推進計画の基礎資料を収集する上でも最も有効な手段でありまして、広く活用でき得るものと考えておるわけでございます。結果的には、資料収集の開始が当初の予定より1年先送りとなったわけでございますが、現在、奈良県下におきまして、地球温暖化地域推進計画の策定をされておる自治体につきましてはない状況でございます。しかしながら、地球温暖化対策の重要性と緊急性にかんがみまして、早期の策定に向け取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

西川議長 6番、阿古君。

阿古議員 両方とも、まだ県下ではありません、まだどこもやっていませんという返事ですね。何で葛城市が一番最初にやったらいけないんですか。不思議やなと思いますよ。これね、いいことやったら一番最初に手を挙げたらよろしいんですよ。取り組んだらよろしいんですよ。

まず、1件目の鳥獣被害の件ですけれども、新しくつくられたこの法律というのは多分、動物保護法との兼ね合いの調整の中で害獣を駆除するに当たってやはり問題があった、その中で法整備が始まったんやろうと思います。その中で財政支援も必要やということで、財政支援をしていくと。その中で一番大切なのは、この被害防止計画を市町村が定めると許認可権が県から市町村に移るんですよ。市町村が、独自に害獣の駆除をすることができるというのが一番のメリットやと思います。確かに部長がおっしゃるように、これは鳥獣害防止総合対策事業の1つの中の支援事業の方なんですけれども、ソフト事業に対して交付金が200万円もらえると。部長、よう調べてくれてそのとおりですわ。書いてある項目全部、要綱に書いてある項目を全部読んでくれやったからあえて重ねて言いませんが、200万円いただけると。それとは別に、例えばそういう害獣の処理施設等、食肉等で加工するような施設も含めて、たしか2分の1の補助と。これはもっといい補助を取ろうと思ったら55%、もしくは特定の地域に対しては3分の2ぐらいまでは補助がたしか出ていたと思いますねんけども、通常は2分の1の補助がされるという事業です。それで、今回もあえて要綱の方は、僕ちょっと読まんなんかなと思ったんやけども、部長の方からちゃんと説明していただきましたのであえて申しません。

今回の平成20年度鳥獣害防止総合支援事業公募要領、これ、平成20年3月に発行されています。事業実施計画の応募期間は、提出期限は平成20年3月13日木曜日から平成20年4月18日となっています。そして、事業実施期間は平成20年度の1年間とあります。ということですよ。あえてこの記述にこだわるのはなぜかといいますと、要領が発行されて3月で、それでその申請が3月13日から4月の中ごろで打ち切られるんですよ。これ、要領が出てきますよね。出てきて、あ、こんな要領、国の方が施策として出してきました。これを見て、どうしましょうかなんて言っているような時間的余裕はないんですよ。

葛城市にとって、西山の農作物の被害というのは、イノシシやとかアライグマやとか、そういうふうなものの被害というのが拡大しているのはだれしもが知っているわけですよ。そうすると、葛城市として取り組まないといけないことやろうと思います。そして、国の方がそういういい条件の政策を持ってきたときに、それにどのように対応していくのかということが、今回のNEDOの問題とも含めて私の提案したいことなんです。

例えば、国は制度を変えるとか法律をいろうとかいうと必ず諮問機関を立ち上げて、見識者を集めて審議させますよね。それも短期間やないですよ。1年とか2年とかいうような期間、そこで練らすわけですよ。これは官僚主導型で、答えを導くように段取りしているというのはもう明らかなんですけれども、そうすると、国の方向性というのは見えるんですよ、いろんな制度やとかその法律の制定によって。そうすると、予算、これがついてくるよというのはわかるわけですよ。3年ほど前からわかってきますよ、国の方向性なんて。そして、その施策なり制度が出てくる。それで一番最後になって市町村に来るわけですよ。さあ出てきました、それについて対応しなさい。1年、2年や3年はおくれますよ、当然。本当にそれでいいんですか。そういう施策が出てくるであろうことをいち早くキャッチする。そして、その施策について対応していく。それがこれからの基礎自治体としての大切な方向性やと私

は思います。

ですから、これ、昨年か一昨年、僕、金沢の方に、たしか総務文教やったかな、行ったんですよ。そのときに、金沢の教育委員会の方は時間短縮になる総合学習云々について、これでは学力が低下するからということで、その総合学習の制度ができるときにはこれにかわる、補足できるようなシステムをつくっているんですよ。特区申請をしてですよ。そやからそういうふうな、政令指定都市みたいな人材豊富なところに同じように行きなはれとは言わないんやけども、せやけど、もうちょっと何か工夫して、何というか、そういうことを庁舎内でやれるようなシンクタンク的な部署があってもいいのと違いますか。私が提案したいのはそれです。そのことにつきましては、市長の方から答弁をいただきたいと思います。

それと、今度は地球温暖化の問題です。

たまたま夕飯を食べながらテレビを見ていますと、バラエティー番組をやっています。それで、多摩川の方で、魚やかどんな生物がいてるかということで。バラエティー番組やお笑いの子やったと思いますわ、取材しているんですね。そうすると、さおでとったり網でとったり、魚をとっているんですよ、初め、河口付近からずっととっていくわけですよ。そうすると、どちらかというと川魚よりか海魚なんですよ。ほいでずっと中流ぐらまで、カレイやとか両方の水ですめるとこ、塩水でもどっちでもすめるとこの生物がずっと来る。それで、中流ぐらまで来たんですよ。そしたら、驚いたことにタチウオがとれたというんです。さて、バラエティー番組ですから、いや、何というか、この生物、こんな周りの人は見たことないというわけですよ。いや、強運な人やというので笑い話で終わっていたんですけども。

これはどういうことやと思いますか。地球は明らかに水面上昇しているということなんです。中流付近まで、海水が及んできているということなんです。皆さん、感じませんか。冬に、ことしも爆弾低気圧という低気圧が発生して寒波をがっつり引っ張ってくる。いや、地球温暖化やから冬は暖かいんやろうと思うてたけど、違いましたよね。寒かったですよ、ことしの冬は。でもね、考えてみてください。これが冬やから爆弾低気圧なんです。夏やったら台風ですよ。九百何十ミリバールと、台風ですよ。海水温が高くなって、冬でさえ台風が発生する地球状況になっている。そして気象庁は、僕は今まで聞いたことないけども竜巻警報というシステムまで準備している、そういう状況が今現実にあります。

昨年はオーストラリアで小麦の穀倉地帯が自然災害によって壊滅し、そしてことしアメリカではトウモロコシ畑が水害によって埋没しました。春ですか、オマーンという国があるそうです。サッカーでは聞いてあるから地図でどの辺にある国やと言われても僕は指すことができませんけども、そこでは2年分の食糧を備蓄する、米を備蓄しますと政府が発表しました。今、地球はそういう状態に陥っているんです。そんなこと、国がやることやないか、地球の環境問題なんて国だけにやらせといたらええねん、自治体がやってこんな小さい市がやってどうなるねんと、もしそうおっしゃる人がいたら、それは大きな過ちやと思います。これは国がやってもできないんです。小さな自治体、全国に1,700、1,800の自治体が力を合わせて、その自治体が独自に取り組んで輪を広げていかないと、日本だけではいけないんで

すけども、まず自分たちができることを取り組まないといけない。

私は、そのつもりで12月議会に提案させていただきました。そのときの市長の答弁を読みます。

「阿古議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。地球温暖化の防止の必要性とか、あるいは重要性は、私も十分承知をしているところでございまして、認識もしているところでございます。この環境を壊すことなく、できれば改善をしながら伝えたいものということで、常々考えているところでございます。そうした中で、先ほど部長から答弁をいたしました。地域省エネルギービジョン作成等の事業に対しまして補助金の申請もいたしまして、まずは実態をきちっと把握しながら行政として何をすべきかということが非常に大事であろうというふうに思うところでございます」と。

この答弁を踏まえて、今現在の状況をどのように感じられるのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

西川議長 市長。

吉川市長 6番、阿古議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目でございます。

有害鳥獣の被害の件でございます。いろいろとご意見をいただきました中で、県下でどこもやっていない、最初にやるのが何でいけないのかと、そういうご意見もいただいたところでございます。部長が先ほど答弁をいたしましたように、そうした制度に基づきましているのと今までから、害の出ている、特に山間に隣接をいたします大字の皆さん方とも協議会の設置等についても取り組んでいこう、こういうふうに部長が答弁をしたわけでございます。今まで、新しい事業だけじゃなしに県が、先ほど部長が言いましたように、2分の1事業も取り入れながら実施をしているところでございます。しかしながら、最近ではイノシシやアライグマ、そうした被害が大きく広がってきている、あるいはまたどんどん下へ被害が及んできているというふうなことも承っておりますし、また実際に見ているところもあるわけでございます。そうしたことにつきましては、そういうことの対応をきちっとやっていけるように、さらに努力をしていきたいというふうに思う次第でございます。

また、そのことにかかわりまして、最近の国の制度が施行されて、それがいろんな経過を経て市町村へ、1つの例として今申していただきましたように、例えば1つの事業申請が3月から4月と、そうしたことを察知するためには、やっぱりそういう情報がうまく伝わってくるようなそういうことが大変大事であろうと思うわけでございます。私は常々そういうこと、最近の、特に国の制度がめまぐるしく変わってくる、そういう状況があるわけでございますので、それぞれの関係の部課長には、それぞれ自分の担当する部署において、そうした国の動向をきちっと情報が入るように心がけてもらいたいし、私自身も上京や、あるいは県へ参ったときには関係の課や部へ寄りまして、そうした情報の収集をしております。そのことを、それぞれの課長や部長にも申し上げているところでございますけども、そうしたお互い、今の時代ですのでスピーディーな対応をしなければならないと、こういうふうに思う次第でございますので、今提言をいただいておりますことについては十分に把握をしております。

ますし、組織的にそうしたことを絶えずキャッチをしていく、そういうふうな機関がある意味では必要ではないかなというふうな思いも常々しているところでございます。

しかし、本市の人的な規模、あるいはまた組織的な規模からいたしまして、そういうシンクタンク的なこともなかなか専門的な分野としては至難なところもあるわけでございますので、今申しますように、縦割りばかりではなしに横の連携を図れるように、県が今そうしたことでいろいろと組織をつくられているわけでございますけども、そうしたことも視野に入れながら努めていかなければならないと、こういうふうに思う次第でございます。

また、地球温暖化の事業にかかわりまして、私の以前の阿古議員の質問に対する答弁と、今、きょう部長が答弁をいたしましたその辺のところどう感じるかと、こういうご質問もあったわけでございますけども、先ほども申しましたように、国の事業がいろんな制度として発表をされ我々の手元へ来る、いわゆる1つの組織を通じて来るということは、今言いますように大変時間が切迫されているというふうな状況もあるわけでございますので、積極的にそういう情報を、先ほど申し上げますようになるべく早くキャッチをし、その事業に対して市がどう対応していくべきかということも大変大事であろうと思うわけでございます。そうしたことは、スピーディーに事が運べるように努力をしなければならない、こういう思いでございますので答弁としたいと思えます。

西川議長 6番、阿古君。

阿古議員 技術的に可能であれば、補正予算も組めるのではないかなという気はします。例えば申請しますでしょう。だから、例えば国とかそういう類する団体は4月から始まるんですよ、年度は、そうすると申請が3月、例えば予算が可決されて後の受け付けになりますから、申請して審査されて、出てきたら5月、6月になりますよね。それでおりているのであれば、技術的に可能と違いますか。これ、財政的に問題があるとか、この財源、例えば1億円かかります。1億円かかるけど、その財政の裏がありません。自治体として金がありません、というのであればあれやけど、100%補助ですよ。多分、1,000万弱ぐらいの金なんですよ。出と入りだけ載ってたら、それで議案が提出できますよね。そやから、そういう誠実さが僕は欲しいなと思えます。

私たち議員は市民の皆さんの思いをいただいて、票をいただいてこの議場にいます。そして、葛城市においては3万6,022人の人たちが1人ずつ、月に10円ずつ私たちにお金を与えていただいて、私たちはこの議場にいます。だから私たちはその責任と誇りを持って、理事者側、行政に対していろんな意見の提言や審査をします。そのことを謙虚に受けとめて、そして理事者側が口から出された言葉には誠実に対応していただくことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

西川議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会からの閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事

務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

6月25日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

吉川市長 閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る6月25日に開会をされました葛城市議会平成20年第2回定例会が、本日全日程を終えていただきまして閉会となりました。その間提案をいたしました各案件、1件を除きまして可決承認をいただきました。可決をいただけなかった案件につきましては、私自身も反省すべきことは反省をし、皆さんにおわびを申し上げることはおわびを申し上げておきたいというふうに思う次第でございます。しかし、この案件につきましては、県下全市町村に係ります案件でございます。今後、関係機関ともその処理、そうしたものを協議いたしまして、改めてその対応につきまして、議員、議会にもお願いをいたさなければならない、こういうふうにも思う次第でございます。そのときにはどうかよろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思う次第でございます。

また、会期中に寄せられました貴重なご意見、ご提言、そのことを職員一同大きく強く肝に銘じまして、今後のまちづくりに精いっぱい努力を重ねていく所存でございます。

今後も引き続き、議員の皆様方にはご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日はどうもありがとうございました。ご苦労さんでございます。

西川議長 以上で平成20年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さんございました。

閉 会 午後0時14分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

議 会 副 議 長 川 辺 順 一

署 名 議 員 西 井 覚

署 名 議 員 亀 井 一二三